

デジタル田園都市国家研究投資制度について

2022年6月3日

慶應義塾大学

村井純

現状の課題

- 我が国の研究、特にデジタル技術に対する研究投資の低さ
 - 公的機関からの助成金への依存。
 - 民間の寄付等を活用化した、研究の活性化の必要性
- 特定の研究分野に対する寄付金に対する税制優遇の必要性
 - 指定寄附金の制度の限定的な運用
 - 京都大学iPS細胞研究所等に限定されている。
 - 公益法人、特定公益増進法人に対する寄付
 - 米国のパブリックチャリティに比べて、数と分野が限定されている。
- （我が国の特性から考えて特に法人・個人からの）寄付に関する寄付金控除額の低さ
 - 米国では、プライベートファウンデーションへの寄付でも総所得の10%控除

損金控除の上限

日本

- 個人
 - 総所得金額等の40%まで
- 法人
 - $(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数を12で割った数} \times 1,000 \text{分の} 3.75 + \text{所得の金額} \times 100 \text{分の} 6.25) \times 2 \text{分の} 1$
 - $(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000 + \text{当期の所得金額} \times 2.5 / 1,000) \times 4 \text{分の} 1$ (一般寄付)

米国

- 個人
 - 該当課税年度の調整総所得の50%まで
- 法人
 - 法人の場合は**課税所得の10%**まで

100億円所得の企業の場合の控除上限

米国 10億円

日本 5000万円 (資本金100億円)

1250万円 (参考一般寄付の場合)

参考URL

日本

- https://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_zeigakukoujyohojin.html
- 所得税法施行令第217条特定公益増進法人等の数は限られている。

米国

- <https://www.npo-homepage.go.jp/about/kokusai-hikaku/beikifuzei-gaiyou>
- 参考 米国における501(C)(3)団体は非常に多い。